

高齢者施設・事業所等管理者 様

福島県保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の再徹底について（通知）

貴職におかれましては、感染防止対策を徹底しながらサービスの継続に尽力をいただいておりますことに改めて感謝申し上げます。

さて、このことについて、県では、高齢者施設等におけるクラスターの未然防止にポイントを絞った重点的な対策として、チェックリスト等に基づく自主点検をお願いするとともに、保健師等による特別養護老人ホームへの訪問チェックを実施したところですが、引き続き感染防止対策を徹底していく必要があります。

つきましては、令和3年度を迎え、新たな組織・人員体制となる施設や事業所があることから、改めて貴職を始め、全ての職員の方が感染防止対策の徹底を意識していただくよう、下記について再度確認をお願いいたします。

記

1 感染防止対策の確認について

下記のチェックリストを効果的に活用し、引き続き自主点検を実施してください。

なお、施設以外の事業所は、該当項目の抽出等で対応してください。

また、自主点検に当たっては、感染防止対策に見落としがなかなど、改めて職員一人一人が確認するようお願いいたします。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025c/kokureisyashisetsucovid19.html>

2 参考

- 当課ホームページでは、随時、感染症対策や介護保険制度に関する情報を更新しておりますので、日に1度は確認をするようお願いいたします。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025c/koureifukushikacovid19oshirase.html>

- 厚生労働省の介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等掲載ページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

## 感染防止対策に当たっての参考資料

### 1 職員への感染対策等研修の実施について

無症状者や発症前の感染症からの感染を防ぐ上では、スタンダードプリコーション(標準予防策)の徹底により、すべてのヒトが感染症に罹患しているものとして、血液や体液を感染性があるものとして取扱い、サージカルマスクの着用や手指消毒等の感染防護策を行うことが重要です。

なお、変異株の対策についても従来どおりですので、感染防護策について、今一度、職員への研修等の実施により徹底してください。

### 2 感染症発生時に備えた組織内での体制構築等について

施設等における感染拡大の早期防止のためには、初動対応体制の整備が重要なことから、改めて感染症発生時の体制の確認やシミュレーション等、机上訓練を実施願います。

なお、施設等の構造や利用者の特性にあわせた個別の対応が必要であり、関係職員間での対応方針の協議等が感染拡大防止につながることから、机上訓練を実施した上で、対応フローの作成や組織内での共有をお願いします。

- ・ 机上訓練シナリオ（令和2年9月30日厚生労働省老健局事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000678401.pdf>

### 3 職員のメンタルヘルスについて

感染症が発生した場合や、感染リスクが高い方との接触等による職員の心身の負荷に対する支援のため、次のような相談窓口があります。職場の方から「食欲がない、眠れていない、ミスが目立つ」等の様子が気になる職員に対し、対応を相談することも可能ですので御活用ください。

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関するこころの相談窓口（県精神保健福祉センター）  
024-535-5560
- ・ 公益財団法人全国老人福祉施設協会 <https://js-cocomen.com/>
- ・ 公益財団法人全国老人保健施設協会 <https://booking.roken.or.jp/>

### 4 保健師等による訪問調査等について

次の高齢者施設等（中核市を除く）を対象に、希望により保健師等による状況確認や助言を行いますので御活用ください。

なお、詳細については、「高齢者施設における感染防止対策の状況確認等による助言等について（令和3年3月29日付け2生福第6562号通知）」を御確認下さい。

（対象施設等）

介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅